水戸地方裁判所委員会(第6回)議事概要

(水戸地方裁判所委員会事務局)

- 1 開催日時 平成17年7月21日(木)午後1時30分~午後3時40分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員)

足立勇人,飯塚和之,池田敷和,石渡千恵子,小林克已,佐谷道浩, 薗部久子,中泉弘子,西村尚芳,林 正彦,松本光一郎,松本治郎, 村上正子(敬称略)(友末忠徳,山娩一雄両委員は欠席)

(事務局等)

西澤光男事務局長,林亨民事首席書記官,赤坂清貴刑事首席書記官, 田島克彦事務局次長,蓜島篤刑事次席書記官,

柳谷守昭総務課長, 坂本正則総務課課長補佐

4 テーマ

裁判員制度について(3)

- 5 配布資料
- (1) 水戸地裁事務局からの配布資料

ア 裁判員制度ロゴマーク

イ 新聞記事抜粋

- 6 議 事
- (1)委員長開会あいさつ
- (2)新任委員(蘭部久子)自己紹介
- (3)第5回委員会(裁判員裁判(模擬))に参加した感想,傍聴した感想,意見交換等

内容は別紙のとおり (発言者:○は学識経験者委員,△は裁判官委員,◇は法曹委員,□は委員長)

(4) 次回テーマ及び次回期日

次回テーマは、引き続き「裁判員制度について」とすることとし、次回は、 11月から12月にかけて日程調整をした上で行うこととなった。

(5)委員長閉会あいさつ

(別紙)

□ 本日はお暑い中,またお忙しい中,この委員会のために御参集いただきまして, どうもありがとうございます。

本日は、先週行われた模擬裁判を経まして、模擬裁判において皆さんがどのように感じられたかということの意見交換を主に進めたいわけですが、手順として前回模擬裁判の終わった際にも検討会を催しましたが、その後いろいろ考えられたことも含めて、まず最初に裁判員として加わっていただきましたお三方から、それぞれ裁判員を経験されての感想、御意見を5分程度でお願いいたしたいと思います。それを受けまして法曹三者、裁判所、検察庁、弁護士会から出ている委員の方から、やはりそれぞれの立場で模擬裁判を準備してどうだったかとか、現実にやってみてどうだったかという感想、意見、これをそれぞれの立場から10分程度お願いして、その後休憩を挟みまして、傍聴された方も含めて意見交換を行っていきたいと思っております。

それでは、早速意見交換ということで、裁判員役を担当された地裁委員の皆様からそれぞれ全体的な印象、感想を述べていただきたいと思います。

○ このたびは、大変貴重な体験をさせていただきまして、ありがとうございました。多分、もしかしたら一生そういうことは、こういうことがなければ経験しなかったのではないかと思われます。検討会でも述べたこととかなり重複してしまうんですけれども、休廷の合間、合間にいろいろ御説明がありまして、いろいろ理解するのを助けていただきました。

それから、裁判の場面ではプロジェクターによる説明が大変丁寧で、書類を読んでいたら、とても間に合わなかったと思うんです、理解するの。それが手持ちの資料というところと、それから出していただいたプロジェクターの内容というのは全く同じでございまして、手持ちの資料を自分で理解しようと思って一生懸命読まなくても全部説明していただきまして、大変ありがたかったと思います。

論告求刑というのは、大変わかりやすくて、説得力あったなというふうに感じました。今回の例でいうと、弁護士側の方は当然無罪を主張するのは大変であったのではないかなと思われました。検討会でも申し上げたんですけれども、なるべく裁判員の拘束されている時間を短くして負担を減らそうという考えで一生懸命やっていただいて、大変ありがたかったんですけれども、効率だけを考えますと、ほとん

どの場合、専門の方がやってきたというのが最初に準備されているという状態になりまして、現在の状態に限りなく近づいていくわけでして、裁判員制度が形骸化する可能性が大きいのではないかというふうにちょっと危惧されました。

NHKの放送を前に見ておくようにと言われて見たんですけれども、そこでイタリアの例としては生の証言を聞く時間をふやすなどして、ある程度の時間をかけてやっておりまして、そのためにはその時間裁判員として働くことができる職場や社会の理解が必要ではないかと思いましたし、それを保障する制度がないと、なかなか出られない人も多いのではないかと思いました。

そういうふうにいろいろ裁判員にわかりやすくするために多大な努力をしてくださいまして、前の日に4時間も5時間もかけて準備していただけたということで、大変ありがたかったんですけども、その結果として裁判全体の時間が余分にかかってしまって、結果として遅くなってしまうのではないか、全体としては。裁判にいる間は短いかもしれないんですが、全体としての時間が非常に膨大にかかるのではないか。そうすると、それにかかわる人が今かなり厳しいようですので、その裁判官の方であるとか、あるいは検察庁の方であるとかが増えないと、この制度を維持するのかなり大変になってくるのではないかというふうにちょっと思われました。

あと、法廷の場では気がつかなかったんだけど、後からこんな点聞いてみたいなと思われるようなことが、ちょこちょこ後から出てきてしまいまして、いろいろ皆さんでお話ししているとき、こんなことどうだったんだっけというのが出てきまして、それがなかなか再検討する機会がないというのがちょっと難しいかなと思いました。1回こっきりという裁判員の今の制度ですと、経験の積み重ねが全然できないんで、そのたんび、そのたんびに全部一から御説明いただいて、次の人にかわる、次の人にかわるというようなことになってしまうので、その点、この前の、先ほどのイタリアの例ですと、任期3か月というようなことで、何回かの裁判を積み重ねていくというようなシステムをとっていらっしゃるようですので、その出席する時間の長さということもありますけれども、どうなのかな、検討の余地はあるのかなと思いました。

それから,前にも申し上げたんですけど,情報量の格差というのはものすごいんです。プロの方々があらかじめ,もう全部話し合いというか,内容はともかく,決めるということではなくて,事前の予備知識を持って臨まれているところに我々が

ぽんと入っていくわけで、実は公判が始まったときには、既に判決文がほとんどできていたんだそうで、プロの方はこういう状態だったらこうなるなと、多分ぴん、かんときちゃうんだと思うんです。それで、時間の節約、つまり話し合いが終わってから判決まで時間短いですから、あらかじめ判決文が大まかできているということなんだろうと思いますけれども、我々素人の出る幕がどの程度あるのかなということをちょっと感じさせられました。

以上でございます。

- □ どうもありがとうございました。続いて××委員からお願いします。
- 非常に戸惑いと緊張がかなりありました。そういった意味で、そういった部分を踏まえて申し上げますと、やっぱり例えば私はビデオ頂戴して、何回か模擬裁判の状況をビデオで拝見したわけなんですが、そういう何かイメージトレーニングみたいなことをしていないと、法廷のドアを入った途端に、みんなこっちを向いていたというので、まずそこの段階から何か足がすくむような、そういう思いがいたしました。

あと、内容的なものは、やはりあらかじめというのはまずいのかもしれませんが、別室でお話しいただく、それがないと全然わからないというか、そういうのがありました。あとは、××委員がおっしゃいましたように、休憩の中でちょこっとアドバイスしてくださったのが意外に理解を助けていただいたという思いが何度もありました。

あとは、非常に検察の方が御苦労なさって、プロジェクターとか、そういうのを 使いいただいたんで、それはかなり分かりました。それがないと逆に分かりにくい なという思いがいたしました。私は、裁判所の法廷というのを見たことなかったも んですから、こういうふうにいつもプロジェクターがあるのかなと最初思ってしま ったほど、ぴったり見やすい位置にありまして、そういうのはさすがにこれにかけ る意気込みが違うのかなというふうには感じました。

あと、でもちょっと先ほどの先生の感想とは違うんですが、プロジェクターに出ているのと手持ちにいただいた資料が同じものだったわけなんです。それで、相前後してプロジェクターに出てきたと同時に、ぽろぽろぽろ、ぽろぽろぽろと何回か資料いただきまして、これを見ないといけないのかな。あっちもいただかなくちゃ、なんだ、これはやっぱり後から見ても、要するに同じものだったんだという戸惑い

が若干ありましたし、そういうのをあらかじめ説明いただけたら、これは今から差し上げる資料につきましては、これは画面を見ていただければわかりますと、全く同じものでございますとかおっしゃっていただけたらば、そういうのが分かりやすかったかなと思いました。全体では、非常に普通の私の感覚で言うと、あれだけの時間緊張感を保っていく、それはやっぱり大変だなと思いました。さりとて緊張を抜いてああいう場には臨むわけもありませんので、短い休憩というんでしょうか、まめな休憩があった方が、ちょっとまた緊張感を解ける、解いてまた戻す、緊張を維持していくという、そういうふうになるんじゃないかなとは思いました。

私アンケートにいろいろごちゃごちゃ書いたんですが、中身は非常に薄くて、全体の印象としてはそういうことでしたが、ただ量刑とか、そういうのはやっぱりわかんないです。だから、先ほど××委員もおっしゃいましたように、この情報量の格差というのは、私ども××センターでも××と××は情報量の格差を即埋めるんだというような言い方で相談員が調整するわけなんですけど、やはりそういったことをしていただかないと理解が進まないというか、わかりにくいなというのはしみじみ分かりました。簡単ですが、以上です。

- □ 続いて、××委員からお願いします。
- 勉強にもなりましたけれども、疲れました。アンケートのその他というところ に、失礼なことも言ったかもわからないんですけども、いろいろ忘れないうちに思 いのたけを書いておきました。

それで、大きく四つなんですけども、裁判員制度で司法への参加というような、市民の司法への参加というようなことで、その前提として、やっぱり裁判の内容が分かりやすいということが前提になると思うんですが、今回いろいろ関係者の御努力で分かりやすいということは成果があったんじゃないかと。裁判員、被告人、傍聴人と、傍聴人は今回プロですから、もうあれですけど、分かりやすいという点では成果があったんではないかなと思います。ただ、そのために関係者の間ですごいエネルギーと努力があったんだというようなことが、これはちょっと見ておいた方がいいかなというふうに思います。

それから、裁判官によるいろんなポイントだとか、証拠調べの内容とか流れ、それいろいろ御説明あって、そして評決のときも、やはりずっと流れをリードしてもらったわけですけども、結局裁判官のリードがないと難しいなと。リードがあって

初めて量刑まで持ってこられたんだなという印象をより深くしたという点も今回わかったことです。

それから、あとここまでやらないと裁判員制度というのは、目的達成しないとすると、いろんな問題がそこの中にあるのかなというふうに思いました。その一つは、2009年(平成21年)以降にこの制度が動き出したときに、裁判員裁判と、それから従来の裁判官裁判、これは間違っているかわからないんですけども、まだまだ圧倒的に裁判官裁判の方が多いんではないかなというふうに思うんですけども、裁判員裁判の方はすごくエネルギーを使ってわかりやすくするわけなんですけども、それが裁判官裁判の方に及ぶんでしょうかと、波及していくのかな、どうかなというのがあって、波及させていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、裁判員裁判と裁判官裁判とのギャップが大きくなっていくような気がしました。それから、分かりやすくするという、いろんなパワーポイント使ったりなんかする道具立てで、検察側の場合には組織で対応できるんで、いろんな時間もかけ、あるいはいろんなやり方もできるんですけども、弁護側から見た場合にはちょっとそこのところは何らかのもう少し弁護側に支援しないと不平等になるんじゃないかなという感じもしました。

それから、分かりやすくするということで、いろんな公判前の争点整理してくれて、それはそれで分かりやすくなったんですけども、整理等のいろんな兼ね合いの中では、公開の公判というところが少なく、部分が少なくなったりして、公判の意義を弱めてしまうおそれがないわけでもないのかなというような感じもしました。

それから、評議における量刑、これが一番私としては判断もあったわけですけども、目安表が出されたんで何とか一応意見も言えたということがあるんですけども、目安表がないと困るんですけども、検察側からの目安表は問題かなというふうに。 今回は、裁判官からと検察側と両方目安表があったんですけども、検察側からの目安表というのはちょっと問題になるんじゃないかなというふうに思いました。

それから,証人尋問なんかで,証人尋問するときは裁判長が目くばせしてというようなことで始まったんですけど,なかなかその場での尋問というのは難しくて,後になってあのときの事件の背景だとか,殺意,あるいは被告人の心理状況とか,そんなのを聞いて,どうだったんだろうかなんて聞いてみたいことも出てくるんですけども,それは,その時点ではもう後の祭りだなというようなことでした。

それから、ここまでしてすごいエネルギーを使ってわかりやすくする。そこまでしないとわからないという、裁判の今の環境というか、そこのところがやっぱり同時にやっていかないと、裁判員裁判制度のところだけをいじってもわかりやすくはならないのかなというふうに感じました。その一つは、法律の条文とか用語とか難しいなというところがあるんですけども、それを易しくというところまではいかなくても、普通に見てわかる程度にはしていかなくちゃなんないんじゃないかなとか、あるいは一部の、裁判員裁判にすごい努力をしていくわけなんですけども、それで裁判全体がわかりやすくすることにつながってくるのかなというふうに、1点。

それから、よくアンケートなんかで裁判員にあなたはなりたいですか、どうですかというようなあるんですけども、そのこと自体よりは裁判員制度が目指すものとか、あるいはこの裁判の今の本質論のようなところがちょっと抜けているんじゃないかなという感じです。

それから、今回やっぱり裁判官のリードがあって初めて成り立つのかなというふうに強く感じたんですけども、そうすると国民の司法への参加手段みたいなところで、これだけ労力の多い、エネルギー使う裁判員制度以外にも、そういう司法への参加というようなことでは検討の余地があるんではないかなというふうに感じました。

それから、最後に裁判員の集合時間、集合段階で、みんな、今回まだ顔見知りの方で集まって、中には顔見知りの方で集まっているわけなんですけど、これが本当に全然全く知らない人たちがその段階、その時間というのがすごく緊張するというか、その集合段階のときに座を和らげるような何か裁判所側のものが、話とか懇談とか、そんなようなものが、その段階であって、そこからスタートして裁判官による手続論というか、何かそういうのに入っていった方が、入ってきたで、その30分間というか、すごくやり場がないんじゃないかなというふうに、そういうふうに感じました。

□ どうもありがとうございました。

今お三方から、それぞれ貴重な御意見、いろいろな方面からありましたが、後の 議論でその点はそれぞれ皆さんの意見を伺うことにいたしまして、引き続いて法曹 三者の側からの御意見、反省点等も含めて感想等を聞かせていただきたいと思いま す。 まず、裁判長を務められた××委員からお願いいたします。

△ 今回裁判長を務めさせていただいて、大変貴重な経験をさせていただきました。まず、全体的な感想から申し上げます。当事者の主張、これは冒頭陳述とか論告弁論などですが、そういった当事者の主張、それから証拠調べ、特にこれまでと比べた場合には書証の取り調べになると思いますが、こういったものがいわゆるビジュアル化されたことによって格段にわかりやすくなったと私も感じました。そういったものがビジュアル化されてわかりやすくなったという評価ができる一方で、やっていること、審理の内容自体は従来とそんなに変わっていないんじゃないかなという印象を持ちました。これは、公判前整理手続で、主張と争点と証拠の整理を行ったわけですが、それが足りなかったのか、あるいはそれを踏まえた訴訟活動という観点が少し足りなかったのか、さらに審理の対象を絞って、証拠を厳選しなくちゃいけないような気がしました。

また、個々の証人尋問などにおいて、証言が出れば、それで満足するといいますか、それを裁判員によくわかってもらうという視点がどの程度あったのか。これは、検討会でも申し上げたことなんですが、そういった点での工夫がさらに求められているのではないかと感じました。

それから、今回評議を行ったわけですが、裁判官と裁判員との実質的な中身のある評議を実現するためには、裁判員の皆さんにその事件の争点を的確に把握してもらう、それから、証拠の内容も十分に御理解いただく必要がある、そうした観点から、公判開始前に、いわゆる事前説明を行いましたし、それから休廷を利用して説明なども行いました。そういった機会に争点の確認とか手続の流れ、それからこれから行われる証拠調べのポイントなどについて話をしました。さらに、1日目が終了した時点、これは証拠調べが終わった時点ですが、当日の審理の結果などについて簡単な感想を聞く機会も持ちました。そういうことをやってみて感じたのは、やはり最終評議の場でいきなり意見交換をするのではなくて、そういった事前の説明、中間の評議あるいは説明、休廷時の率直な意見交換、証拠調べを終わった段階での意見交換、そういったことが大事じゃないかというふうに改めて認識しました。結局そういうことを通じて審理のポイントを理解してもらうとともに、個々の裁判員が持っている疑問点とか、あるいは理解の程度といいますか、進度といいますか、それは個々やっぱり違うと思いますので、そういったものを知ることができる。そ

れから,裁判員自身の意見の整理といいますか,そういったことをする機会にもなるのではないかと思いました。最終評議前にいかにしてそういったものを充実させるか,これが重要だと改めて思いました。

また、先ほどから裁判員を務められた3委員の方からもお話しありましたが、今回は初めての模擬裁判ということで、相当検察官、弁護人、裁判所も含めてですが、時間と労力をかけて準備をしたと思います。事件の内容は、非常に簡単なといいますか、単純な事件でして、証人も2人ということで、そういった事件の内容に比べると相当エネルギー、時間をかけた準備が行われたと思います。これは、1回目だからということで、ある程度やむを得ない面があろうかと思います。2回目以降の模擬裁判では、この1回目の経験を生かして、より省力化した形で、そういった形でも的確な審理が行えるように洗練された準備をする必要があるだろうと。要するに、準備の仕方についても考える必要があるんじゃないかという印象を持っております。これが全体的な感想です。

次に、反省点としては、まず、先ほど申し上げた争点の絞り込みが本件で十分だったのかどうか、という点です。結局本件では故意に突き刺す行動があったかどうか、もうこれに尽きると思うんですけど、そういった点を審理の対象として絞り込むというような、そういうことを意識して公判前整理手続もやったんですが、なかなか弁護人側の態度も何かかたいものがありまして、結局ああいう形での争点整理になってしまいました。証拠についても、特に、証人尋問の範囲をもっと絞る必要があったのではないかと考えています。

それから、乙号証の取り調べについても、果たしてあれは必要だったのか、特に 検察官調書以外の乙号証を調べる必要があったのか、身上関係以外の乙号証につい てそういった印象を持っています。

それから、事前説明、中間の評議、最終評議のあり方についても、もっと工夫すべき点があったのではないかと反省をしています。私自身、初めての経験です、この裁判員の方々と評議するということは。それから、今回評議の様子が公開されるということで、私自身が相当緊張していました。ですから、その緊張が皆さんに伝わって、ひょっとしたら皆さんが自由に発言できるような雰囲気を作れていなかったのではないかという不安を持っています。これは、次回からの課題ということに考えています。

最終評議については、今回非常にタイトな時間、予定時間を相当オーバーして論告弁論がありまして、相当評議の時間は短いものでしたので、私の方では時系列に従って論点を設定して、これに関して証言の信用性について意見をいただいて、そこを判断していくと、そういう形をとったんですが、あるいはそういった論点を設定しないで、まず有罪か無罪かということをフリートーキングのような形で自由におっしゃっていただいて、その中でいろんな考え方といいますか、論点が指摘されるというか、出てくると思うんです。その論点を整理して具体的な評議に入る、そういったやり方も考えられると思います。その方が裁判員の実質的な考えを反映した評議になるのかなという気もしています。そういった評議の具体的なやり方についても、これからまた考えたいと思っています。まだ私はアンケートをすべて見ていないんですが、アンケートの内容等も踏まえて考えたいと思っています。

量刑の点については、確かに量刑の判断は難しいでしょうから、量刑資料の影響といいますか、重みが相当大きいと思います。今回は、論告に量刑資料をつけてもらうという、そういった扱いにしたんですが、これが正しいのかどうか、適当なのかどうかは考えたいと思います。そういった量刑資料をいつ示すのが妥当かという点が問題で、今回の評議でも裁判所の資料は最初から示すということはしないで、ある程度の意見を伺った上で示したことになるんですが、この点をよく考えたいと思っています。

それから、判決のお話が先ほど××委員からあったんですが、これ公判前につくったということは決してございません。全くございません。実情をお話ししてもよろしいですか。これは、率直に申し上げて記録は私は読んでいます。最高裁判所から、模擬裁判用の記録として予めきていますので、中身は私は読んでいます。陪席の2人、A裁判官と、それからB裁判官は全く読んでいません。だから、皆さんと同じ状態です。ただ、公判前整理手続をやっていますので、そういった意味では争点とか、あるいはどういった証拠があるかというレベルでは知識はありますけど、公判前に判決を書くというような状態ではございません。判決の準備は、確かに評議の前に、1日目の証拠調べが終わった後でB裁判官に考えられる判決を、殺人認めるのと傷害致死と無罪と考えられるわけですけど、一応考えられるものを作っておいてほしいと、そういうことはお願いしておきました。実際始まれば、ある程度判決の準備、それは評議の結果いろんな場合分けがあると思うんですけど、それで

ある程度準備しておかないと間に合わないという場合があるかもしれません。いずれにしる判決の内容は、評議の結果を反映させますので、評議と無関係な判決ということはあり得ません。

それから、情報量の格差という面でも、要するに公判前整理手続で見聞きした限度では確かに情報量の格差はございますが、それ以外はないというふうに御理解いただきたいと思います。

今回の模擬裁判いろいろ反省点が私自身あったわけですが、検察官、弁護人にとってもいろいろあると思います。そういったものを踏まえて2回目の模擬裁判を行って、さらなる問題点の洗い出しを行って、改善を図ることが求められていると思います。

それから、今回は、審理自体はマスコミに公開しませんでしたが、次回はマスコミに公開して、広報面でも効果を発揮できるような形を考えていく必要があろうか と思っております。

以上です。

□ どうもありがとうございました。

それでは、検察官の立場から××委員お願いいたします。

◇ 今回のその模擬裁判においては特に主張,立証をビジュアル化する,それからできるだけわかりやすい立証をするという基本的なテーマで,うちの56期の若手検察官の方にいろいろ指示をして準備をさせておりまして,それが全体として裁判員の皆さんに好評であったということは,率直に言ってありがたいことだろうと思います。今回全く手探りでやりましたので,そのための関係でかなり時間がかかっているんですが,ある程度なれていけば,比較的時間量そのものは少なくなっていくのかなというふうに思っています。

それから、第2点目でありますが、ただちょっと今回の件では、実は非常に私自身問題があったなというか、ちょっと疑問に思っていた点があって、公判前整理手続の段階で弁護人側の主張が出てくる。殺意がないという主張はよくわかる主張だから、それはわかったんですけども、正当防衛の主張をする、それから銃刀法で緊急避難の主張をすると。銃刀法の緊急避難の主張は、これはいまだに検察内部でもいろいろ言っているんですけど、議論しているんですが、我々ずっと考えても、どうしてこういう主張が出てくるのかわからない主張なんです。そのいろいろ聞いて

いるんだけど、これは正当防衛の準備の主張みたいな話になっているんですかねとか、どこがどう緊急避難なんでしょうかねという感じで、どうも私どもの方がよくわからなかった主張で、これが実はそのまま法廷に出てしまったという点は、今後の一つの課題になってくると。

それから、正当防衛主張も本来刃物対素手で、かつ相手が死んでいるんですから、 過剰防衛主張が出ることは当然想定はしていたんですけども,当然正当防衛だし, 死んだという結果は関係ないという主張が出てということは想定していなかったの で、これもよくわかんないまま法廷に出てきてしまっていると。この刺したか、刺 さったかとかいう問題とか、それからひいては殺意があったかという問題は比較的 わかりやすいテーマですけども、例えば正当防衛が成立するのか、緊急避難が成立 するのかという問題はテクニカルな問題になりますので、このような分野で、要す るによく整理されていない主張が裁判員の前へぼんと出されてしまうと、裁判員は かなり混乱するんじゃないのかなというようなイメージを持って、この点は今後の 検討課題なのではないかなというふうな印象を持っていました。この点は、こうい う主張がぼんぼんと法廷に出ると,それに対して検察官の方である程度対応してい くということになれば、論告はもっと倍ぐらいの長さになっちゃうと。それは、全 部それに対する対応をしていかなければいけませんから,さらに手間がかかってく るのかなという印象。法律家からいえば,一蹴できる主張ですんで,笑って済ませ るんですけども、やはりそうじゃない人が加わってくると、一々その問題について も丁寧に対応する必要があって、事務量もさらに膨大になっていくのかなというの は、この点は非常に今回気がかりになっていた部分です。

それから、先ほどうちの論告をやった検察官を褒めていただきましてありがとうございます。論告を担当したC検察官がずっと気にしていたことは、あれだけ一生懸命論告をやったと。弁護人も弁論をしたと。それから、評議が始まったと。評議が始まった時点で、論告にも弁論にも一切触れている部分がなかったと。あの1時間の労務は何だったんだというようなことです。それは、やっぱりその論告でああ言っていましたねとか、弁論でこうでしたねというような話が評議の場で出るかと思っていろいろ整理したのが、ああなっちゃったのが非常に、私何したんでしょうかねみたいな話を、ちょっとその点、今後どういうふうになっていくのかという点を踏まえて。確かに私が見ても論告は力作な論告で、非常によくわかりやすい論告

をつくったと思ったんですが、やはりそのあたりは今後どうなのかちょっと見きわめなきゃいけない問題なのかなというふうにちょっと考えていました。

それから、量刑資料なんですが、これは実は大問題で、実は刑法がもう変わって いるのです、一つは。法定刑が引き上げられているんです。要するに、我々が出す 量刑資料は、その前のものでありまして、あんな量刑資料で刑が決まるというのは 本来おかしいんです。ですから、あの量刑資料に、今回は一応目安として12年求 刑という根拠として出したんですが、本来ならあんなもので、じゃこれですねと言 われると非常に私ども困るなと思っていたところです。法定刑の引き上げとか、そ れから、つまり刑法そのものが変わっちゃっている時代ですんで、古い刑法の量刑 資料引きずり出して、これぐらいですねというふうに基準決められちゃうと全く変 な話になっちゃって、その意味じゃ、ちょっと量刑資料で量刑が決まっちゃったと いうのは実は大問題だというふうにこちらは思っていた。出した方も出した方です けど。それ一応わかりやすいかなと思って出したんですけども、ただやはりあそこ まで量刑資料で一気に全員がまとまっちゃうのかというのは、こちらとしても非常 に意外で, 私どもとしてはもうちょっとストレートに, 死刑から執行猶予まで話が ばらばらになるんじゃないかというふうな頭がありまして、こんなやつは死刑だと いうやつと、いや、この人はかわいそうだから執行猶予だというふうにばらばらに なって,それで話がまとまっていくというようなことを想定していたので,ちょっ とそのあたりは量刑資料の取り扱いは非常に微妙な問題が出てくると。特に対応だ け見きわめて, いわゆる旧, 古い刑法の量刑資料を持ち出して, これがあれですね というふうになっちゃうと問題がありますし、刑罰というのは当然今時代、時代に よってどんどんとどれぐらいになるか変わっていますんで,そのあたりはもっと柔 軟な発想が要るのかなと思って,ちょっとそのあたりは非常に。あの量刑資料で一 気に話がまとまったのはショックであったというのが私どもの偽らざる感想であり ます。

以上です。

□ どうもありがとうございました。

それでは、模擬裁判の弁護人役を直接務められた方はいらっしゃらないわけですが、弁護士会から委員になっていただいているお二方には傍聴いただきましたので、 それぞれ感想を、それから弁護士の立場から弁護人の活動についての反省点等を伺 いたいと思います。××委員からでよろしいでしょうか。

◇ 3点ほどあるんですけども、一つは大変勉強になりましたということで、第1 点は、この評議の場を実際弁護士は見ることはできませんので、部長がどういう評 議を指導というか、やられるのか、非常に興味を持って見ていたんですけども、恐 らく一生で1回しか見られないだろうなと思いながら見ていたんですけども、ちょ っと感じたことは、公判前準備手続と評議との間の話題のずれといいますか、これ がちょっと気になりまして、どういうことかというと、酒を飲んだとか飲まないと か, 飲んだ量はどうだったのかとかいうことで, 裁判員の方がいろいろ御質問され ていたんですけど,そういう証拠はないとか,出ていないとかという話になったん ですけども、準備手続段階でもいろいろああだこうだというようなところはあった んですが、突発的、衝動的な犯行なんだというところで争点をぐっぐっと絞ってい って、それに合わせて準備手続の中で証拠も絞ろうというような話でやりとりがあ ったんですけども、それはそれでいいんですけれども、やっぱり評議の何か見てい ると裁判員の方は, 酒の飲んだ量はとか, 酒の飲んだときの状況はというようなこ とでいろいろお話があって、あと被告人の証言があいまいだと、その理由は何なん だというようなこともずっと出てきちゃって、結局何かやっぱりあれ出しておかな いといけないのかなというような感じになってきて、要するに争点をうまく作らな い,うまく作るって言葉おかしいですけれども,本末転倒なのかもしれないですけ ど、裁判員が問題にし得るようなところで争点を作っていかないと、うまく評議に 乗っていかないのかなと。何か我々が専門家同士で作っていったところと、裁判員 の方とのずれというのが出てきちゃうと非常に怖いなと。逆に言うと、検察官にう まくその争点をつくられちゃって、余計なところを出さないようにがんがん絞り込 まれちゃうと、先ほど正当防衛とか緊急避難とか、いろいろありましたけど、それ がいいとかどうかはちょっと別に置きまして、争点のつくり方というところがすご くやっぱり考えなくちゃいけないなと。これから法曹三者で実務懇談会とかでまた いろいろやるんですが、弁護士会は弁護士会なりにそういうことをちょっと研究し ないといけないなということを感じました。

それから、2点目は、書面の意味なんですけれども、冒陳とか論告弁論、全部ビジュアルでやられて、もう再三御指摘されるように検察官の論告は、私も聞いていて、こんな人材がいるのかと思いまして、大したもんだなというふうに思ったんで

すけど、裁判員の方が言われていたように、書面があって、ビジュアルもやっているんで、結局、我々は書面持っていないですから、ずっとビジュアル見ていたんですけれども、最終的には、私なんかの個人的な見方だと、もうビジュアルだけでいいのかなと、物を出すと一生懸命やっぱりどうしてもそれ読もうという気になっちゃうんで、評議の場でも、先ほど検察官言っていたように全然その話題出てこないというのがあって、紙出しているよりも、むしろビジュアルの方に集中した方が、聞いている方も紙見ようというよりはビジュアルの方に集中するんで、もう紙出す必要ないのかなというふうなことも感じてしまいました。

それから、もう一つは、今度弁護士の立場なんですけど、ちょっと専門化していかないとできないんじゃないかなと、もう刑事事件のこういう裁判員制度を得意とするというか、専門的にやる弁護士みたいな形になっていかざるを得ないんじゃないか。一般的な弁護士としては、やはり特殊な能力といいますか、しゃべる劇場的な能力というのも必要になってしまって、それからもう1人じゃ到底無理だなということもありまして、こういう事件については、やっぱり専門的になってしまうのかなというふうな危機感を抱いてしまいました。概括的な感想です。

- □ どうもありがとうございました。それでは、××委員お願いします。
- ◇ 本当に関係者の努力すばらしかったですし、また裁判員として参加してくださった方が、あの2日間の長時間にわたって集中力を持続して、法廷であれだけの時間、証言を聞き、また充実した評議をしていただいたということで、非常に敬意を表したいと思います。

大変だ、大変だという話ばかりしていてもあれなので、今回良かった点をちょっと考えてみたんですけれども、やはりビジュアル化をした結果どういうことが出たかというと、その裁判員制度の導入の一つの意義としても言われていましたけど、公判中心主義と、それからこれまでは調書裁判だったけれども、やはり公判を生き生きとしたものにして、直接的に心証をとるべきだと。これは、従来捜査官側がつくった調書による裁判でしたが、弁護側がそういったものは変えてほしいという動き、希望の中で、そういう大きな流れがあったと私は理解しているんですけども、その意味では今回特に乙号証、乙号証に限りませんけど、書証が出て、その内容は要旨が説明されましたが、結局裁判員は実際その調書を読むというような局面はなかった。あったのかもしれませんけど、恐らく今回はなかったんじゃないか。結局

公判での証言で心証をとるということになったので、恐らく実際の裁判でも、通常 はやはり公判での印象の方が強いということになると思いますので、それは良かっ たなというふうに思いました。

ただ、やはり逆に、その場のその証人の証言のニュアンスとか、今回で言えば演技力という表現になっちゃうんですが、実際の場合は話のうまさとか、そういったことで印象が変わってしまったり、例えば今回のそのもとの記録自体、私は見ていないんですけれども、その記録の中、これもちょっと聞いた話なんですが、その記録の中で比較的あいまいな供述調書になっている部分を証人は質問されてアドリブで答えますんで、かなり確定的な目撃証言として証言しまうと、例えば。そうすると、もうそれが非常にイメージとして強く出てしまう。まして今回は、模型などや人形などを使いましたので、人形を使って実際にアクションをすると、実際の目撃した現場というのは、やや暗くて、はっきりわからなかった面があったとしても、本当にそれがあったかのごとく強烈なイメージを与えてしまうということで、わかりやすさの反面、一つのその、特に検察官側証人がそういった確定的な証言をし、なおかつ模型などを使ってわかりやすく証言してしまうと、それを弁護側として突き崩すのは、またこれは大変な作業になるなということを感じました。

それから、やはり当事者としては準備も大変なんですけども、本番がやはり相当大変で、法廷を裁判員として参加して、審理に参加するということも、これ大変お疲れになったと思うんですが、同じように弁護人も検察官も相当疲れるということがあって、長丁場であり、なおかつ非常に臨機応変、瞬発力を要すると。今までの裁判のように、一旦主尋問が終わってから、日にちを改めて調書を検討して反対尋問するとか、そういったこともできませんし、先ほど裁判員の経験の方から、後で思いついた質問ができなかったという話がありましたけども、これは弁護士としても往々にして経験していて、あの点聞き漏らしたとか、あの点がちょっと詰めが甘かったと後で気がついても、もう遅いというような形が今後はさらによく出てくるだろうということで、まさに弁護士としての基本的な能力ではあるわけですが、そうした尋問能力、長丁場を耐え、なおかつ瞬発力、臨機応変に対応すると、こういう力を蓄えていく必要があると。そういう教育の場としても非常にこの裁判員制度というのは、我々のためになるんだなということを感じました。ちょっと、ですからいろいろ課題も明らかになりましたけども、こういう模擬裁判を重ねていく中で、

我々法曹の力というのが高まっていくのではないかという期待を感じた経験でした。 以上です。

□ どうもありがとうございました。

(休憩)

□ 模擬裁判の感想等について自由に御意見を交換いただきたいと思います。ただ、 裁判員やられた方と、それぞれの法曹三者といいますか、参加された方は、既に感 想等いただきましたので、それ以外の方で、まず御自由に発言があれば承りたいと 思いますが、いかがでしょうか。

はい。

○ 2日間拝見させていただきましたが、裁判員になる方、相当の体力がないと務 まんないんじゃないかな。やはり2日、3日の拘束時間ではちょっと不十分な面も 出てくると思いますんで、やはりもう少し時間が実際に、裁判が進行しますとかか るんではないか。大体こう見ていても審理が尽くされているとはなかなか理解しが たい状況にあったんではないかと思いますし、特に私、前に刑事裁判を傍聴させて いただいた中は、本当に書面のやりとりで分かりづらいなということは一般人とし ては感じた。今度は、ビデオ使ったり何かということで、大変わかりやすい。進行 状態もよくわかるという中で、ただ量刑が先にありきというふうな評議の中で感じ たんですが、やはりそれで誘導されたという言い方はおかしいですが、それに右倣 え、前例に従ってずっとまとまっていっちゃったなというのが、さっき検事さんが、 ××委員がおっしゃったような形で進んでいったところが、やはり論議が足んない から、そういうふうな形で終演しちゃったのかなというふうな気もしますが、もう 少し、私、庶民的な感覚でいくと、相当意識が飛んでいるのか、意識的に飛ばした のかわかりませんが、酒を大量に飲んでいたという中での論議がちょっと足んなか ったような印象を持っているんです。やはり記憶が飛んでいるというふうな、その 犯人の方の発言の中で、それが余り論議されない中でどんどん、どんどん物事が進 行していった。じゃ,酒飲んで意識不明に近いのか,それとも人,個人差いろいろ あると思うんですが、その酒の上でなんていうのは日本に結構今までありましたん で、だからそこら辺のところの情状な部分というか、精神的な部分がもう少し分か りやすい方がいいのかなという気もいたしたんですが。やはり人の量刑を決めると いうことについては、この間見せていただいた中では、余りやりたくないことだな

というのが実感だったんです。まとまりませんが。

□ 量刑の問題といいますか。

ほかの方で。それでは、××委員からお願いします。

○ 私は、2日間のうち1日半ぐらいしかちょっと、公判というか、最後の方ちょっと出られなかったんですけども、最初の公判前整理手続も30分間だったんですが、実際には恐らく30分でやるわけではないんだろうと思いますので、あれはちょっと除いて。それで、裁判員に対する事前説明ですか、それを30分ぐらいやられたんですが、あれだけでその裁判員としての心構えといいますか、も含めて納得できたのかなというふうに、私が裁判員だったらちょっとよくわかんないまま法廷に行っているかなという感じを受けました。

それから、公判の中での説明で、先ほどから出ていますビジュアル化の問題なん ですが、説明はよくわかったんですが、あれの使い方によっては、ちょっとその悪 影響を与えることもあるんじゃないかなという、つまりいわゆるイメージです。イ メージ裁判といいますか、そういうことになると、それから今回は明らかに検察官 側の勝利だったと思うんですが、つまりパワーポイントの作り方、弁護側は、要す るに動かない、静止のあれだっただけです。文字だけだったわけです。だから、こ れは、得意な弁護士さんもたくさんいるでしょうから、必ずしもそのというふうに ならないんですが,それとその体力勝負という点でいうと,瞬時に判断を裁判員に なった場合に求められるんじゃないかなと思うんです、画面や何かの説明でも。そ うすると、今の若い人たちというか、20代、30代ぐらいは結構アニメ世代みた いなので、それから情報機器、若い人はすぐ覚えるんです。だから、そういう世代 が裁判員になれば、あれはいいのかなという感じもしますけれども、何か私ぐらい の年代ですと、まだついていけないというところがあるんです。私は、あれは電子 紙芝居というふうに言っているんですけど、そういう点で、あの使い方の問題、そ れが使い方によってはよくない方向に行くんじゃないかな。すごいインパクトは与 えます,画面で見ると。そのことで,ということで気をつけなきゃいけないのかな というふうに思いました。

それから、弁護側が最初のところで、例の無罪推定の原則のことを話されて、確信に至らなければ有罪にはできないんだよということで、当然弁護側が主張されるんだろうと思うんですが、事前にこの種の要するに刑事手続の原則みたいなものは

事前説明の段階で裁判官の方から、公判に臨む前の段階でやられる必要はあるのかな。ちょっとそれは分かりません。どっちがいいのかというか。一般的にこういうふうになっていますよということは必要なのかなというふうに思うんですが、ちょっとその裁判員制度というか、その法律の規定がよく分かりませんので、その辺はどういうふうに説明するのか、その辺ちょっと気になりました。弁護側は、当然するんでしょうけれども、一般的に、陪審員の場合については、要するに裁判官が陪審員に対して説示をするときに、どういう原則で、どの点が争点で、確信に至らなければ有罪にはできないというようなことを多分英米ではしているんじゃないかなと思うんですが、その辺のことがちょっと気になりました。

あとは、ちょっと模擬裁判であります。つまり被告人ですとか、証人になった方の、先ほどありました演技力というか、どのぐらい記録をお読みになって、それで本人になり切って臨機応変に答えなきゃいけなかったわけです。だから、その辺が、模擬裁判という形で今後やっていく場合に、それから公開の問題もありました、マスコミその他に。その辺が難しいかなという、つまり一般に公開をしていくときに、証人ですとか、被告人がどこまでその人物になり切ってやれるのかどうかということがあるかなというふうに思いました。そんなところですか。

□ どうもありがとうございました。ほかの方は。

◆ 今の点で。実は、これやはり模擬裁判としての限界が非常にあるわけです。特に今回、証人は、その記録の写しだけ見て、それを覚えてきているわけですが、そこに書いていないことがいっぱい質問されるので、非常に困っちゃうと。特に裁判員は、今回、テーマ、問題にしていたのは現場が明るかったかどうかという問題です。あれは、実は現記録では、証人は夕方ぐらいの明るさでしたと言って、それでおしまいで、それ以外は特にどこにも何も書いていない。あれは、その場のアドリブで言っているだけの話でありまして、要するにその質問は、もうあそこは一切ないという記録になっていますんで、そこをつつかれるととっても困っちゃうんで。実は、そういった問題点は、あの案件の場合あるなと思って見ていたんですが、本来ならやっぱり照度の問題、特に夜中の1時に夕方ぐらい明るいというのはどういうことですかというのは、どうしても出てくる疑問ですから、その点はきちんと本来なら捜査していかなきゃならない部分が、ちょっとやっぱり記録的に抜けているなというのは、やっぱり見ていてわかっちゃって、それでああいうふうにやられち

やって、実際やっぱり本当に証人だったら、あそこに街灯があってねとかいうふうに言えるんでしょうけど、何分にも設定を知りませんので。思い切り出たアドリブが環七ですかという話になっちゃったんで、ちょっとそのあたりがやや憶測部分があったという点は御理解ください。相当やっぱり限界があるんです。すべてに全部限界があって、やはり質問に対しては一応答えておりますんで、一応そういった点は御理解いただきたいと思います。

○ その点についてですが、例えばアルコール濃度のこと、私質問したんですけれ ど、あれだけの血中アルコール濃度の人を引きずって歩いたときに、全然気がつか ないということあり得ないんじゃないかと質問したんですけれども、結局もとの打 ち合わせができていないんじゃないかなと思って、途中で追及をやめちゃったんで す。

△ その点は、要するにシナリオにはないわけです。ですから、答えようがないな と思います。実際に経験している人なら、何か証言できると思うんですが。

□ いろいろ模擬裁判の限界についての議論がありましたが、ちょっと今回の意図からすると、そこはちょっと外れるところなので、ここは、その点はその程度にして、ほかの方から御自由に御意見を伺いたいと思います。一応御意見伺ったら、ある程度論点整理してといいますか、提示して、さらにお話を進めたいと思っておりますので。

あと、よろしいですか。アンケートとしては、××委員からもいただいていますが。

△ 今回の模擬裁判では、「分かりやすい裁判」にするという目標のために、特に ビジュアル化という方向で努力された、いろいろな道具を使って説明するという方 法論をとられたと思います。しかし、そこまで必要だろうかと思います。例えば、 アメリカでは陪審裁判が行われていますが、今回されたような大がかりなビジュア ル化はされていない、せいぜい模造紙にポイントを書いて示すくらいが普通の陪審 裁判だと思います。また、例えば、日本のテレビの法廷ドラマで、今までの現実の 裁判とほとんど同じようなやり方で法廷を進行させていますが、大抵の視聴者は、 あれで事案は分かったと思うのでしょうし、現に理解していると思います。そうす ると、そんなに大がかりな道具立てを使ってビジュアル化しなくてもよいのではな いか、今までの裁判では、言葉が難しくて、あるいは専門家同士の以心伝心によっ て、言葉が省略されすぎていて、素人には分かりにくいということがあるのでしょうから、言葉を平たくするとか、少し丁寧にするとか、その程度で裁判員は分かってくれるのではないかと私は思いましたが、いかがでしょうか。今回の模擬裁判で現実にやってみていただいたのは、かなり道具を使った方法論だったので、それで、より分かりやすかったという御感想はよく分かるのですが、もしそのような道具を使わないで試みたらどうなるのかなということも、一遍模擬裁判でやってみた方がよいのではないかと思いました。

□ 今の点は、ですから、ビジュアル化がいけないというよりも、ビジュアル化をするということで非常に努力すると。その大変さとか、手間暇、しかもその自体が公判長引かせる要因にあるいはなるかもしれない。そういうこととの関係で言えば、もっと簡単な方法で分かりやすさを追求するということも十分あり得るのではないかと、そういう御意見ですね。

個別にぜひとも今の段階で言っておきたいというような話がないとすれば、その分かりやすさということを今回追求するために、それぞれどの程度の時間を費やして、それが結果として裁判員された方がどういう受けとめ方しているか、この点を少し議論できたらと思うんですが。特に分かりりやすさという意味では、論告はすばらしかったというんですが、あれて1時間やったわけです。ですから、通常の事件だと1時間近い大論告ですか、あの事件、普通の今の公判だったら、あの程度の論点で議論されてきたら、どの程度でやるんですか、論告は。

△ 20分程度。

□ 20分ぐらいですか。しかも、さっきも出たし、ほかのアンケートにもあるんですが、検察官が50分から1時間やって、弁護人も40分ぐらいやったですか。そうすると、傍聴していても、途中ですごいなと思っていたけど、終わったらほとんど忘れていたというかな、そういう部分もあったというような話もあるんです。だから、わかりやすさということと、わかりやすさを何で求めるかというか、全体聞いている限りではわかるということと、印象として何を残すかというか、そういうこととの関係もあるのかなと思うんですが、そういう意味ではさっきから出ている情報量というか、情報をどれだけ厳選するか、しかも論点をどれだけうまく設定するかということで、アンケートの中には、このアンケートは本日の地裁メンバー以外に、裁判所は傍聴した裁判所の職員等からも得ているんですが、その中には、

やっぱり弁護人がもっと争う、本当の争う点をもっと絞らなきゃいけなかったんじゃないかというような意見もあるんですが、それはどうですか。むしろさっき×× 委員などは、余りというか、検察官的な面からの論点整理に乗っかり過ぎたというような話もあったんですが。

◇ 弁護人の立場としては、やっぱり怖いというのがあって、余り絞り過ぎちゃって、後でああというふうに後悔するというのは、それは刑事に限らず、民事もそうなんですけども、非常にやっぱり怖いというあれはあります。

それと、もう一つは先ほども言ったように、裁判員の方の関心事というのをどういうふうな方向に向けるかということも考えながら準備手続やらないと、別にそれに合わせてという意味じゃないんですけども、やっぱりそこを考えないといけないのかな。それは、技術的な問題になっちゃいますけども。

あとは、検察官の冒陳、論告すごい良かったと思うんですけども、私が当初予想していたのは、記録読んでいなかったんで申し訳ないんですけども、もっとすごい解剖の写真とか傷口の写真とか、もうばんばん、ビジュアルというのはそういうもんだと思っていたんで、そういう写真がもうぼんぼん出てきて、裁判員の××委員はお医者さんですから、どうってことないんでしょうけど、普通の人が見たら、えっと思うような、それでインパクト作っちゃうんだろうなというふうには思っていたんですけど、そこまではやられなかったんで、だから逆に先ほど××委員もおっしゃったように、そういうのでイメージをどんどん、どんどん植えつけて、それがわかりやすいって、果たしていいのかなというのも考え込まされちゃいます。

△ その裁判員の方が関心持たれる争点と公判前整理手続での争点整理が一致しないんじゃないかという危惧を持たれているということなんですが、今回の事件は酒に酔った上での突発的な激情犯という限度では争いがないといいますか。確かに被告人は、覚えていないということをしきりに言っているわけで、それが酒による影響なのかどうかという点で、どの程度飲んだのか、飲んだときの様子はどうだったのかということがやはり関心の対象になっていると思うんですけど。その点は、争点というのか、どこまで証拠を調べればいいのかということはちょっと感じます。本件では、そこは余り証拠もないんです。本人が言っていることしか、もう被害者は死んでいますから、ですからそこはあえて争点とはしませんでしたし、ただ1点、被告人の飲酒検知、酒気帯び鑑識カード、これは開示されたんですよね。だから、

被告人がどの程度酔っていたかというのは、弁護人は手元にあったわけですよね。 それを出すというのも一つあったかもしれません。

△ ただ、裁判員の方が後で関心持たれる点というのが、我々が想定もしていなかったというところが出ることは、これからもあると思いますので、そういった関心について、どう対応するかというのは問題かもしれません。そこは、私も感じました。ただ、本件では、ちょっと証拠がないといいますか、ちょっと。これも模擬裁判の限界と言えば限界かもしれません。

□ わかりやすさという点で、先ほど××委員から御指摘があったんですが、その 点はどうお考えなんですか、検察庁は。

◇ 基本的にアメリカの陪審制でも、ビジュアルが進んでいるものは進んでいると、そうでないものはそうでないと、二つに分かれちゃっていると。例えば端的に言えば、そこに模型を設定しながら証人尋問行おうなんていうのも行われているケースはありますし、だからそれは恐らく事案の内容、内容によって千差万別になっていくんだろうと。だから、私どもとしても裁判員裁判を全部今回みたいにやるとは思っていません。今回は模擬裁判ですから、ぶち込むだけぶち込んじゃったというのが実情なんですけども、恐らく物によってはどんどんとこういったことまでしないものもあるでしょうし、何しろやはり案件によっては出てくるだろうと。

それから、もう一点、先ほどちょっと××委員からあった写真、解剖写真とか傷口の写真、これどうするかは今検討しているところで、本来ならやっぱり裁判をするのは見なきゃいけないものなんです、裁判員は、これは。こういう傷口でございますと、ここまで達しておりますと。だから、あれは模型だったんでよくわからないんですけども、解剖の本当の写真があったら、どこまで行っているかというのはすぐわかっちゃう話なんですから、それは見なければいけないものだろうと。ただ、それを、じゃどこまでああいう形で検出化するというのはまた一つ課題になっていくんだろうなというようなイメージは持っていますし、やはり今回は実際はアニメーションの形で整理しておりますけども、もう一方、私どもの方としてあったのは、あれは不正確なんじゃないかというのもやっぱり一理あったんです。だから、写真があるんなら、それを見せるのが普通なんじゃないかと、むしろはっきり。それで、これだけの傷が発生しているんだということは正確に示すべきじゃないかというのが一理あるし、逆にやはりそこまでやるのはという意見も一理ある、一つあるとい

うような形で、いろいろその議論をしているところであるということであります。 その死体の写真と、今回もやはりその傷口の問題とか出てきましたんで、やはり客 観的証拠というのが非常に重要であろうと。それは、正確にお伝えしなければいけ ない話であろうと思うし、それをどのような形で、どういうふうにするのかは今後 また検討していく必要が出てくるんだろうなというようには考えております。

- \Box はい、 $\times \times$ 委員、どうぞ。
- いまだにもう一つよく分からない点があるんですが、被告人が何で牛刀持ち出すに至った感情みたいなところです。けんかをしたということが引き金になっているんですけども、そのけんかの前に、せっかく今まで仲たがいしていたのがいい関係になろうとしていて、それでいていきなりあの部屋で殴られたと、それがけんかの引き金になっているんですが、恐らくその殴られる前に何かすごいことを言われたりなんかした、なおかつ殴られたんじゃないかなとか、そういうところがはっきりしないんです。それが引き金になって牛刀を持ち出したわけで、ですからその牛刀持ち出した中に、その殺意、あと衝動的な殺意というようなことだったですけど、その前の段階でその殺意みたいなのが隠されていたんじゃないかなという、その辺はわかんないです。

それから、ちなみに牛刀について、後で釣り好きの人に聞いて、釣りと料理の人に聞いたら、余り牛刀では料理しないと言うんですけど、その辺のところ、何であんな牛刀なのかなというのが、これは事実見なくちゃなんないということがあったですけど、その辺はわかんないですから。

- □ ちょっと論点が大分ずれちゃったんだけど、やっぱり評議のあり方というか、そっちの方にも関連することなんで、あの評議の仕方が良かったかという前に裁判員を経験された方が、あの評議の結果として出てきたものに、その後と言ったらおかしいけど、あのときは納得したのかもしれないけど、評議の結果が納得できたのかどうか、疑問点が何か残ったのかって、そういう観点からは何か御発言はありますか。あの場で一つ一つ議論してもらったんでは、十分納得して、その後考えても、ああいう結論で良かったんだなということなのかどうか。
- すみません。よく分からないので、お聞きするんですが、飲酒していて酔っぱらっていた場合は刑は重くなるんですか、軽くなるんですか。そういうことからわからないんですけど。

□ 量刑のことは、ちょっと別に置いて、事実の問題として、ああいう形で、認定は、ですから結局意図的に突き刺したという前提で、そのとき、だからわざわざ牛刀、ああいうもので刺したら殺意もあるんだと、こういう判断をしたわけです。ただ、何で牛刀なんか持ち出したんだろうとか、いろいろ疑問があの××委員の中には残っていると今話もあったんですが、そういった点で裁判員にとって有罪かどうかの結論、基本的に裁判官はこの事件、有罪かどうか決めるに必要な論点を時系列的に追って、こうなれば、こういう結論になるということで皆さんいいですねと、皆さんあの場では納得して評決されたと理解したんですが、だから皆さんの疑問点が出尽くした形で、少なくとも有罪か無罪かという意味での疑問点ということで本当はくくるべきなのかもしれないけど、そういうことでまとまったのかどうか。何かよく考えたら、何か裁判官にうまく説得されちゃったなという気持ちがどこかにあるのかどうかと、その辺を少し伺いたい。それが、だから評議のあり方にもかかわることだろうと思うんで。

△ 今回に関しては、余り争いがなかったと思います。

- □ どうもあれは、だからある意味ではああいう手順踏まなくても有罪であることにはすぐぱっとまとまってしまったような、今回の証拠の関係がああいう形で出たから、ほかの人のアンケートでも、あれで無罪を弁護人が主張するのはもともと無理な事件だったなんてアンケート結果で出ていますんで、そういう感じだったんですが。だから、そういう意味では、評議の仕方がどうだったかということは余り議論にならない。むしろ、もしそういうようなもんであれば、もっと結論的な部分から入った方がまとめやすかったと、そこで何か疑問が出てくれば、それをすくい上げるような形で議論すれば良かったということにもなるのかもしれませんけど。だから、先ほど××委員が言ったように、やっぱり事案に応じていろいろ考えなきゃいけないということだろうと思いますけど、そこは特に今回の評議の進め方について何だか釈然としない部分が残ったということはないんでしょうか。
- 衝動的に殺したのがどうしても釈然としないですけど。
- □ なぜそんなことになっちゃったかという経過ですか。
- ◇ これ実は、公判中に××委員が傍聴されていたときに質問があって、そもそも何で事務所に戻ったのかと。牛刀なら、事務所へ戻ったというのは、その時点で殺意があるんじゃないかというような御指摘がありまして、それはもう皆さん考えら

れることはいろいろ出てくるというのは、いろいろ分かるんです。ただ、これは、 殺人事件には結構つきものの話でありまして、一対一で片一方が死んでいると、も う片一方がしゃべらないという場合が,今回も実はそうなんですけども,忘れてい るという評価が本当に忘れているのか、うそついたのかというのは二つあるわけで すけども、いずれにせよ、片一方がしゃべらないという場合は、分からないことの 方が確定的に多いわけです。そういった場合は、結局分かっていること、客観的に、 確実に分かることを積み重ねていって、何が起きたかを再現するということになり ます。ですから、こういった場合、一から十まで、例えば、彼らがどういった話を して、どんなけんかをして、それからなぜ牛刀を持ち出してみたいな詳細までが確 実に明らかになるというものではないということは御理解いただきたい。刑事裁判 の場で、そこまで正確にすべてが明確になるということの方が珍しいのだと。片一 方死んでいますから。例えば全然密室の中で死んじゃって、片一方の人間がいなく なって、それで、ただ痕跡を探していって、これはこういうふうに殺されたんでし ょうと、包丁がここに入っていますと、ここ刺されましたということはわかりまし たと、だれがやったかもわかりましたと。そこまでは確定できるけども、じゃ、こ の2人の間にどんな確執があったでしょうかとか、それからその前に何があったん でしょうかとか、そういった問題は、要するに生き残っている方がしゃべる気にな らない以上はわからないことの方が多いんです。ですから、そのあたりは、もう実 はそういう実情があるということは、この機会に御理解いただきたいと思います。 □ 評議にも関連しますが、今回の模擬裁判については裁判員をなさった方からは 随時いろいろ説明を受けたり、随時感想を述べ合ったりしたのが良かったと、こう いう感想があるわけですが、特に説明の部分について、説明が不十分だったという 御意見もありますけれども、説明というのは非常に、ある意味では危うい部分もあ るわけですが、その辺で何か、あんな説明受けちゃったんで、自分の判断が影響さ れてしまったとか, そういうような危うさを感じたり, ないし一番最初の手続説明 の後に争点の説明みたいのをB裁判官もしたんですが、あれを当事者の立場からど う感じたかとか、裁判官の説明というのはやはり皆さんがどれだけ理解いただいて いるかということをわかるのと、できるだけ情報格差をなくすかというか、そうい う観点も含めてあったと思うんですけども、裁判員としてはやっぱりああいう形は 非常に良かったということでよろしいんでしょうか。中間のとこで、こちらのビデ

オで見れない部分で何を言ったかよくわからないですから。

○ 今回の場合は、余り物すごく争っているわけではなかったんです、内容的に。 ただ、被告側と、それから被害者側のことで物すごく争いがあったときに非常に意 図して意見をする人があれば、例えば裁判官の方は右というふうに非常に強烈に主 張されれば、みんな右に行っちゃうなという感じはありました。

あと、また裁判員の中でも強烈にどっちかと主張する人がいたら、またそっちに ふらふらふらと行っちゃう可能性もあるなというふうには感じます。

- □ アンケートの中にも裁判官からの説明ということと、裁判員だけでの雑談という、雑談よりももう少し踏み込んでいたんですが、そういうところで何かだんだんお互い理解が進んだみたいな部分もありましたけど、それはどんな感じだったんですか、××委員。
- 非常なる緊張がそこで緩和されて、そして何となくもう一回そうだったのかな と思うのが再構築されて、そして次に迎える、そういう意味での雑談というか、一 息が貴重だったと思います。
- □ ほかの方がどんな感想持っているか、自分と同じかなとか、自分とちょっと違うなとか、そういうのがわかったということもあるんですか。
- それもありますけれども、そのおっしゃっている、だから専門用語も結構飛び 交っていました。そういうのがあれって、多分この辺かなと思うのが、やっぱりこ の辺だったんだというのが理解できる、そういう意味合いではすごく有効でした。
- □ あと、非常に緊張したし、それから長い時間集中力を保つのが大変だったと、こういう話があるわけですが、今回はああいう形で2日間で公判から判決まで行くと、こういう流れで、基本的にこの流れは想定されている裁判員の手続としてはそんなに無理なスケジュールというわけではないというか、一般的に大体こんな形でいくという、そういうイメージでよろしいんですか。
- □ 即日というのは無理ですよね。
- △ ええ。判決は翌日ぐらいという、3日ぐらいかけることになるかもしれません。 特に選任手続が本番では入りますので、それが入るとやっぱり全部で3日というこ とになるんじゃないでしょうか。
- □ ただ、ですから公判の開始から評議が終わるまでの、今回1日半ぐらいですか、 こういう形は基本的な・・・。

△ ええ。証拠調べの時間としては、大体こういう形になると思いますし、ただ評議の時間は今回3時間、2時間40分ぐらいでしたけど、これでやれるかどうかはちょっと問題があると思います。

- □ 評議が長かった。傍聴人の感想としても、やっぱりちょっと短過ぎたんじゃな いかという意見と、これでもうかなり長くて大変だったでしょうねという話と両方 あるんですが、ただ裁判員を経験された方で、これだけ事件、もっと中間にいろい ろ休憩挟んでもらったのは良かったということですけども、もう少し時間を緩やか に、例えば今回は連日開廷ということになったわけですが、間をとってもらった方 がもう少しいいとか、間をとったら、失礼ながら前の日やったことを忘れてしまう とか、そういうこととか、いろいろあると思うんですけど、その辺はいかがなんで しょうか。よその庁でこういうふうにやったら、やっぱり裁判員の方も一生懸命緊 張しながらメモをとっていて、やっぱり2日目ぐらいに気分が悪くなってしまった 方も出たりとか、そういうことも聞きますので、その辺やはりどれだけ緊張を持続 できるのか。今回の、皆さんかなり緊張、普段からかなり緊張を持続せざるを得な いような仕事をなさっている方だと思うんですけども、普通の市民が加わるという 前提でああいう緊張が普通の人に、緊張並びに集中力が耐えられるものなのかどう かということについて何か御感想はありますか。ですから、前から連日的開廷とい うことで,当初はどちらかといったら的も入れないで,連日開廷ということを言っ ていたんですが、このごろ的となったのは途中に2日なり3日なりあけてやった方 がむしろ裁判員の負担という意味では軽くなるんじゃないかというような見方もあ るようなんですが、特にその辺については御意見はございませんか。
- 緊張ということもあるでしょうけど、そのときの日程とかの置かれている立場で連日の方がいい場合もあるし。
- □ ですから、裁判外の要因の問題ももちろんあるわけですが、裁判自体の要因からすると、どっちの方がいいかということもお聞きするとどうなりますか。
- 連日の方が、今回の連日で、あと途中、途中で休憩入れて、それでその間に少 し話し合ってもらってという今回のような状況でいいと思います。

△ その休廷の間隔をお聞きしたいんですけど、例えば2時間ぶっ続けでやって大丈夫なのか、あるいは1時間ちょっとぐらいたてば休廷した方がいいのか、その辺の間隔。我々、大体2時間ぐらいをめどに休廷を考えているんですが、その辺はい

かがですか。

- 通常,会議とか何か 2 時間はちょっと長いんです。大体,途中休憩していますけど。
- △ そうすると、やっぱり 2 時間ぶっ続けというのは相当集中力の継続という面では難しいということになりますか。
- ただ、今回は興味があったから、その2時間の長さ余り感じないですけど、普通会議で2時間か、ちょっと長いなという感じはします。なれてしまうと、今度また違うんでしょうけど。
- 証人の方が2人来られて、最初の方びっちりなさって、その次の方になったときに、ちょっと気が抜けそうになって危ないなと思ったんです。
- △ そうですね。証人1人ごとに休廷とって、今の証人どうでしたかという話をして、今度の証人はこういうことを聞きますねという、そういうのをワンクッション 入れた方が良かったかもしれません。そこ、私反省しています。

それから、論告と弁論、今回本当は1時間で両方やる予定だったんですが、論告が1時間かかりました。あそこでやっぱり休憩とった方が良かったでしょうか。その評議の時間との兼ね合いがあったもんですから、ちょっと休憩の時間とらなかったんですが、あそこもワンクッション入れた方が良かったかもしれません。

- そういった意味では、私の場合はとっていただいた方が分かりやすかった。
- □ それと、裁判員なさった方は評議の段階というか、尋問が終わってから何かやっぱりああいうところ疑問な点が残っちゃったと、聞きたかったと、こういうことがありましたけれども、今回は模擬裁判ですから、そこは実質的に無視して進んでしまったけれども、現実にはそうはならないわけです、本当に疑問点が残れば。
- △ もしこの点解明しないと評議できないということになれば、それは再開して、 もう一回証人を呼ぶということも当然というか、事案によってはあり得ると思いま す。そういう評議ができれば。
- □ ですから、再確認したいという事項について、ほかの方がこういう形で十分理解できるんじゃないかというところで、評議がそちらの方向でほぼまとまって、しかもその疑問持った人も、大体それで納得できるかということであれば、今のようなことは避けられるでしょうけど、ぎりぎりになったら、やっぱり疑問は疑問として、もう1回聞いたんだから、もうあんたの言うことは許さないと、こういうこと

にはならないと思います。ただ、なるべくならない、そういう形にならないように、その場面、場面で疑問点をその機会にぶつけられるように裁判員と裁判官が中間評議も含めて、そのまま積み残しが残らないようには努力しなきゃいけないかとは思いますけど。

はい。

△ その証人尋問のときの補充質問ですけど、あれ順番としては私は裁判員の方から先にやってもらうというスタンスで振ったんですが、どうでしょうか。そこは、あるいは裁判官の方が先に聞いて、その上で裁判員の方に聞いてもらうのがいいのか、順番ちょっと考えたんですが、その辺の御意見、もしあればお聞きしたいんですが。

□ 私ども見ていても、まず最初に裁判員の方向いて、それから裁判官、左陪席から始めたんで、最初機会をとって、それからやっているなというのは分かったんですが、いきなりというのは多分質問はしにくいと思うんですが、ただ制度の趣旨として裁判官が先に聞いてしまうというのはいかがなもんかという判断があったかと思うんですけども。

××委員, どうぞ。

- ただ、裁判員の方がすらすらと質問できるかと言われると、なかなか難しいと ころもあって、たまたま聞きたいことがあれば、聞けるんですけれども、だれも手 を挙げなければ裁判官の方から始めるのもやむを得ないのではないかと思うんです が。
- □ ですから、機会としては、最初にやっぱり裁判員から。
- △ 機会としては、裁判員の方に、じゃあ振って、裁判官の質問が終わってから、 私もう一回振ったんですけど、確認のために。ですから、裁判官の質問終わってからも、もし疑問点とか聞きたい点が残っていれば、それは聞いていただいて結構だと思うんですけど。
- □ 実は、私は第1日目の終わった後、新聞記者に対するレクチャーをしたんですが、裁判員も質問したかということと、裁判員は裁判官よりも先に質問の機会があったかと、こういう質問が来ました。ですから、首をこうやっていたから、機会をとってから裁判官の質問が始まって、現実には裁判員の質問はその後になったけど、機会としては前にちゃんととってやっていましたと。新聞記者も裁判官聞いちゃっ

て, 残り裁判員というのはやっぱりおかしいんじゃないかという発想があったようです。

- △ それ大事なことですよね。
- □ ええ。
- △ 実際に法廷で質問が出ましたので、私は非常にうれしく思いました。
- □ どんな質問がありましたということも聞かれましたんで、幾つか例を挙げてお話をいたしました。

それと、ちょっと時間が残り少なくなったんですが、あとかなり皆さん方向は一致しているんで、それほど議論はないのかもしれませんけど、量刑評議のあり方ということでは、今回は皆さんがやっぱり量刑資料、特に検察官の量刑資料が先に出ちゃったの、しかもそれが基準になるような形で評議が進んでしまったのが非常にまずかったんじゃないかという意見が多かったんですが、それはいかがでしょうか。××委員、どうぞ。

○ 我々全然知識がないもんですから、何らかの資料を与えていただかないと、ちょっと難しいと思うんです。先ほど資料が古いというようなお話があったんですが、それだったら新しいのはこうだという資料を出していただくしかないと思うんです。こういう基準で今ごろはこうなっているというような、要するに判断の材料を与えていただかないと荒唐無稽な刑になってしまいそうな気がします。

△ 資料は、お作りして示すことになると思うんです。ただ、その時期が論告のときにも出ていましたので、そうすると最初にこちら、御意見伺ったときに、やっぱりそれに引きずられるというか、影響された意見になりますので、あの量刑資料がなければ、もっといろんな死刑から執行猶予までいろんな多様な意見が出たと思うんですけど、だからそういった意味ではちょっと意見を集約する形で最初の論告の資料が影響をしてしまったかなということで。最終的な評議の段階では、やっぱり大体どういう、これまでの量刑の傾向を示すために、そういった資料はやっぱり示さないと、なかなか意見は一致しないんじゃないかというふうに考えています。

○ いずれにしても、資料がないと困るんですけども、やっぱり求刑、一つの目安としては求刑を基準にして考えるようになると思うんですけども。求刑する側は、 資料はああいう資料、出さない方がいいかなと思ったんですけど、今回裁判官の方から少し話進んだ後に資料出てきましたけど、その段階でいいのかなというふうに 思いました。

□ 普通は、論告求刑に資料なんかつけるなんていうことは今はしていないんでしょう。していないですね。今回特に公判前整理手続で裁判所の方がああいう形はどうかと示唆をしたわけです。それは、どういう意図だったんでしょうか。

△ 議論を起こすためというか。あと、裁判所で準備するのがちょっと大変かなと いうのはあったんですけど。

◇ あれは、あくまでも実験で、通常やっていない。今回は、実験的なことはいろいるやっていますんで、求刑というのは通常法律家だといろんな相場があってやっているというのは、すぐわかるんですけども、裁判員の方に一定の根拠に基づいて、こういう求刑をしているということがぽんと出すだけでわかんのかなというのもややあって、ああいう形とったんですが、私どもの表を見た段階で、いきなりあれから、あれに引きずられてどうといっちゃったのは一種ショックでしたので、その点はちょっと考え直す部分があると。やはりこれは、この制度、量刑まで裁判員の意見を聞くというのは、量刑に関する率直な裁判員の意見を聞きたいというのが前提にありますので、それをいきなりあれで縛るというのは、やっぱり問題があったなというのはちょっと今のところ考えている部分です。

□ ほかに模擬裁判自体について何かここで御意見として伺っておくべきようなことがあれば伺いますが。

○ すみません,ちょっとお伺いしたいんですけど,先ほどちょっと説明があったんですが,今回の場合は15時に一応評議が終わる予定ですけれど,15時に評議が終わって,15時5分にはもう判決宣告というスケジュールで動いているんですが,実際にはどういう動き方をするんでしょうか。

それから、判決がもしその日ではなかった場合には、裁判員は参加する義務があるんでしょうか。

△ やっぱり評議が終わってから多少といいますか、時間がないと判決は作れないと思います。その評議の結果に基づいて作るわけですから、今回3時に終わって、3時5分に言い渡すなんていうことは、ちょっとそれは模擬裁ならではということで、本番では、やはり少なくとも二、三時間は置かないと判決はつくれないと思います。評議が終わった時間にもよりますけど、翌日になる場合もあると思います。

それから、判決の宣告については、裁判員にも立ち会っていただくことになりま

す。ただ、もしどうしても都合悪くて来れないという方がいた場合、その方が1人、 2人いらしても判決の宣告はできるということになっていますけど、原則的には皆 さんに立ち会っていただいて宣告をすると、そういうことになると思います。

- あと、実際に裁判員制度が始まったとき、アンケートでよくわかんないのに、 裁判員裁判より裁判官裁判、従来の方が圧倒的に多いんじゃないかって書いてしま ったんですが、実際にはどんなもんなんですか。
- □ 裁判員対象事件は、全体の、全国的に見ると全刑事事件の3.8パーセントだったですか、その程度ですから、96パーセント以上は普通の裁判官の裁判になります。

それから、特に合議事件だけ見ても半分近くは裁判員が加わらない形での合議事件というのはまだ残ると思います。

- 重大事件は、全部裁判員裁判になるんですか。
- □ ええ、重大事件というのは、一定類型が、法律の要件がありますけれども、ですから法定合議事件でも、それに当てはまらないものもありますし、裁定合議事件というのもありますし、そういう意味では合議事件でも裁判員の対象にならない事件はあります。それから、90パーセント以上は単独体でやる事件ですので、そういうものはそのまま残るということになります。したがって、お話のように裁判員裁判にこれだけ負担、これだけというのは本当にどれだけの負担になるかわかりませんが、労力を割いても、どこまで労力が割けるかという問題と、一方の事件でこれだけ労力割いてやっていて、ほかの事件も同じレベルでやれるのか、かえって弊害が出ないかとか、そういうことも御指摘のように我々法曹三者としては全体的なことを見ながら運用ということを検討していかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

それで、ちょっとここでまとめに入りますが、皆さんからいろいろ御意見を伺ったんで、これも参考にそれぞれの立場で法律家、法曹三者それぞれ検討して、この間検討会の席でも問題が、少し話題が出ましたように、9月ごろには刑事裁判の実務懇談会というので、法曹三者が持ち寄って手続、検討をさらに進めるということになると思うんですが、そのことについてぜひともこういうことはあんた方頑張って、さらに検討していただきたいというような、そういうような御要望とか御意見があれば伺いたいと思います。もっとこんなことを考えておいてもらわなきゃいけ

ないというようなことで。いろいろなことは、既にお聞きいたしましたが。

- よろしいでしょうか。これから、その素人の意見、専門家でない人の意見というものを一生懸命取り上げる方向でいくのか、それとも専門家の単なる参考意見にすぎなくなっていくのかという点について、どのようにお考えか、考えをまとめていただけたらと。
- □ 基本的には、これは私が答えることではないのかもしれませんが、やはり何の ために裁判員裁判というのをやることになったかということは、とにかく国民がい ろいろ言うから、言う機会だけ与えようと、こういうことではなくて、やっぱり国 民の意見もいろいろな意見を、各層の意見も反映するし、その人たちに十分納得し てもらうと、こういう形で裁判を進めることが大切なのだと、ここから出発してい るわけで、そのことによって裁判自体がもっとこれまで以上に信頼も集めるだろう し、身近な存在になってくるだろうということですので、やはり皆さん裁判員と加 わった意見をどれだけ我々が具体的な判断並びに手続運営についても取り組めるか ということを追求するということでありまして、参考程度に聞くというようなこと でやるんであれば,その程度でやるにしては,我々の負担も物すごく大きいわけで, これだけの負担をやる以上は本当に皆さんのいい意見といいますか,いろいろな意 見を聞きたいということだろうと思うんです。そのことで言うと、これから広報の 展開等も絡んでお聞きしようと思っていたんですが,裁判員を経験されて,裁判員 裁判がこういうところがいいとこだよということで、どういうところをアピール、 皆さんならしていただけるのかというところを聞かせていただければと思うんです が。疲れた、大変だったということもあるんでしょうけども、やって良かったとい うか、裁判は、ここ我々が加わると、こういういいところもあるんだと、ないし自 分たちでやることによって、こんなことを感ずることができたとか、そういう面は 何かなかったでしょうか。
- 要するに、裁判官が緊張するというのがいいんじゃないですか、裁判員が来た ことによって。
- □ それじゃ、××委員から。
- じゃ、恐れ入ります。やっぱり私も貴重な体験という意味では、すごく緊張したというだけじゃなくて、裁判ってこんなふうにやってんのかとか、双方の論争ですか、そういうのがもうひしひしと伝わりまして、そういう意味では本当に貴重な

体験。だから、世の中のいろんなことがこういうふうに真剣に論議される、そういうのを肌で感じる。それは、やっぱり貴重な体験。広い意味での、いろんな意味での貴重な体験の一つで、やっぱりこれはみんなが共有することで、やっぱり世の中がいい方向に何か動いていけるんじゃないかなってそのときは思いました。すごく社会っていい方向に向くんだなというような、そういうのは何か感じました。

- □ ××委員, どうぞ。
- 裁判員制度とはとか、あるいは多少本読んだり、あるいはこの委員会の中でもいろいろ見たり聞いたりして、多少の予備知識はあったんですけども、やっぱり実際に裁判の一連の流れの中を経験したことによってわかったものは随分あります。また、知識としてそういうふうに、ということだけではわかんなかったんじゃないかと。この模擬裁判に出たということで、そういう意味の役得はあったと思っているんですけども、ただこれをさらに、ほかの人ももっとやってもらった方がよりわかりやすくなるかなと。

あと、例えばいろんな用語の解説とか、随分丁寧にやってもらったわけですけども、法律用語の解説とか、あと裁判員裁判の問題だけでいろんなものをわかりやすくするというのはちょっと無理なんじゃないかなと思います。例えば用語とか何かについても、例えばインターネットとか何かでも今PR、広報活動やっているわけなんで、そういう中にも例えば、出し方はいろいろあると思いますけども、単なる用語解説じゃなくて、例えば殺意、未必の何だとか、領置だとかいろいろありました、そういう説明もありましたけども、そういうのをもっと身近なものとして説明するようなものがあればいいんじゃないか。それこそビジュアルにホームページなんかで説明するといい。両方でいかないと、何か分かりやすさというのは難しいんじゃないかなと思いますけど。

- アピールできる点としては、人の運命であるとか犯罪であるとか、普段、余り 考えないことを真剣に考える貴重な機会を与えていただけたと思いました。
- □ そうですね。ほかに何か感想がございますでしょうか。

それでは、あと先ほど来出ていましたように、我々としては多分、多分って私の立場から言ったら多分としか言い切れないんですが、今後とも模擬裁判を重ねていくということになろうかと思うんですが、そのやり方について、これについて何か御意見があれば、例えば今回は地裁委員の方と、それから各会、裁判所、検察庁、

弁護士会の三者の職員から裁判員選んだんですが、今後はどんな形で裁判員を選んだらいいのかとか、それからもう一つの問題として、これをどれだけ公開といいますか、どんな形で対外的にオープンにしていくのかというようなことについて何か御意見があれば伺いたいと思います。具体的な今までの各地の例からいきますと、あとは新聞記者自身に裁判員になってもらうなんていうことは大阪などでは行ったようです。

それから、完全な公募でやっているようなところもありますが、完全公募というのは少ないんで、あとはいろいろ一般の人を、つてを探して、悪い言葉で言えば一本釣りといいますか、いろいろな職種の人から、いろいろな業界団体とか呼びかけて、そういう人を選んでくるとか、いろいろな形があろうかと思うんですが、やはり意図としては、いきなり公募でどこの人かわからないような人、裁判員の場合はまさにそういう形で始まるわけですが、それをいきなりすぐに我々が次の段階、ステップとしてできるかと、こういう問題もあるわけですけども、特にそこについては何か御意見はありますか。今回は、皆さんが参加いただいて、しかも地裁委員の方と各庁の職員以外は傍聴いただかなかったわけですが、このやり方については何か違和感はなかったですか、皆さんの側で。もっとほかの人にも見てもらうべきだったんじゃないかとか。

私が新聞記者から厳しくいろいろ指摘されたのは、多少誤解もありますが、今回の新聞記事にも、この中で朝日新聞の記事とか、読売新聞にもそういうニュアンスがありますが、基本的には各地で既に公開的な形で模擬裁判を既に進められているのに、水戸はなぜ公開しないのかと。要するに、水戸の法曹三者は、自分たちで手続の枠組みを作り上げて、その中に裁判員、県民を呼び込もうと、こういう考えでいるんじゃないかと。それは、そもそも間違っているんじゃないかと、こういう指摘でした。ただ、それについては、何も1回の模擬裁判で手続の形ができるなんていうもんではないので、このような検討を重ねる中で、やはり徐々に皆さんに分かっててもらうと、そういう形でオープンにしていくという、オープンにしていくというのは努力の方向であるけれども、すぐにどこまで踏み切るかというのは、その準備状況を考えながら、自分たちの、どこまで検討が進んでいるかということを考えながら進めなきゃいけないと、こういうスタンスでお答えはしたわけですが。ただ、私としては、今回の評価をどう考えるかということがありますが、もうある程

度、少なくとも報道機関にはオープンにして手続検討を進めても、我々はそのいたずらな混乱を生むから、なかなか公開できないとか言ってきたわけですが、そこはクリアできるのかなとも思います。これは、最終的には、裁判所だけが決まることじゃなくて、法曹三者の中で、また準備会等で検討いただくわけですが、今日のところは皆さんのお考えを聞かせていただきたいと思うんです。何かございますか。○ 準備状況を反映してしまったという談話になっているんですけども、むしろいろんな準備状況を逆にきちっと説明して、それから裁判員も今回は関係者なんですよというようなことも説明した中で公開していく。そして、いろんな意見をまたもらって、そこに反映させていくという、そういうやり方を重ねていった方が、よりみんなに裁判員裁判とかというのがしみ込んでいくんじゃないかなという感じはします。これで、すべて完結だということはないと思うんで、状況をきちっと説明していけばいいんではないかなというふうに思いました。

- □ ほかの方で何か御意見はございますか。
- 私が一番危惧といいますか、考えているのは、やっぱり一般庶民といいますか、私も含めて、私の周りなんかでもいろんな会合なんかでお話ししても、それから友人関係とか、そういった中でも、余りこの制度があと4年後に始まるのに、ほとんど関心を持たれていないんじゃないかということがあると思うんです。だから、今後は、いかに広報していくかということがすごい課題かなと思うんで、やっぱりいろいろ問題はあると思いますけれども、問題点がクリアできる範囲内であれば、やっぱりできるだけ一般の方々も裁判員になっていただいて、それから公開もするというような方向でいかれた方が、前にNHKでもドラマ化されたものが放映されましたけれども、ああいったのももっとたくさんやって一般の方にもわかるようにしていった方がいいんじゃないかなというふうには思います。
- □ ほかに何かございますか。

それでは、あと今広報自体の問題も少し触れられたわけですが、これは裁判所だけでやるということになるのかどうかということはありますが、今回は模擬裁判という形で、裁判自体、裁判手続自体をそれぞれの人がシナリオなしというか、台本、記録はありましたけど、やったわけですが、裁判自体のシナリオに基づいて評議を一般の方に体験してもらうと、このようなものが当庁にも、この裁判所にも送られてきています。したがって、秋以降には、裁判所としてはこういうものも使って、

評議体験, 評議自体を体験してもらうと。ですから, 裁判自体は, もう完全なシナリオで, だれが何を供述するか, 表現するかというのももうわかった形で, それを証人役, それから尋問する人も定められたシナリオどおりの尋問して, シナリオどおりの答えを聞いて, それに基づいて評議をしていただくと, こういうようなこともこれから企画を進めようと思っています。

それから、あとは、11月末ぐらいになろうかと思うんですが、裁判員フォーラムというのを、タウンミーティング、いろいろな方からの御意見を、裁判員裁判というのはどういうものですよというような説明をすると同時に、そのことについていろいろな立場の人から、それに対する期待とか、もっとこういうことで頑張れとか、そういうような意見を聞く機会、こういうものを持つことも、そういう企画も今進んでおります。裁判所としても、それからさらに法曹三者としても、今、御指摘のようにどんな形で裁判員裁判というものの準備が進んでいるのかということも含めて、裁判員裁判について理解を得るための、それから何のために裁判員裁判やるのかということについて、それ自体もっときちんと説明すべきだという御指摘もありましたが、そういうことも含めて広報をさらに強めていきたいと思っております。

それじゃ、ちょっと時間が超過してしまいましたが、特に発言がなければ、次回の地裁委員会のテーマとか日程等について御意見があれば伺っておきたいと思うんですが。これまで私としてということになってしまうかもしれませんが、よろしければ今後とも地裁委員会では裁判員制度についても継続的に取り上げていきたいと思っております。ただ、地裁委員会は、裁判員裁判のためだけの機関ではなくて、裁判所の運営全般について皆様から、いろいろな角度から御意見も伺いたい、また裁判所としても御質問等も受けた上で裁判所の現状等についても説明申し上げると、こういうのが地裁委員会の役割ですので、そういった観点で、こういうところもさらに取り上げてほしいとか、そういうことで次回以降のテーマについて何か御希望があれば、この席で伺わせていただきたいと思います。何かございますでしょうか。この場でないようであれば、また別途御連絡してお聞かせいただくようなこちらも努力もしたいと思いますが。

それから、日程的なものについても、まだ裁判所というか、今の時点では、今ちょうど夏季休廷入って直後ということもありまして、今後のいろいろな裁判員の準

備も含めた体制等がどのような形で進むかということは、今の時点ではかなり不透明な状況でありますので、確定的にいつ次回の地裁委員会やりたいということは申し上げにくいんですが、基本的には秋、11月か12月ぐらい、それくらいの時期を裁判所は予定したいと思います。

次回も裁判員は取り上げたいと思うんですが、どのような切り口で取り上げるか というようなことについて御意見を伺わせていただくことになろうかと思いますの で、よろしくお願いいたします。

それでは、時間が超過してしまいましたが、本日は長い間貴重な御意見どうもありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。